

## 愛知県立大学車両入構規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学（以下「本学」という。）の長久手キャンパス及び守山キャンパスの構内における自動車の駐車を規制し、環境保全、歩行者の安全及び災害時の防災経路を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（自動二輪車、緊急自動車及び本学が保有する自動車を除く。）をいう。

### (許可)

第3条 自動車を本学の構内に駐車しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 駐車の許可は、定期駐車許可、特別駐車許可及び臨時駐車許可の3種類とし、定期駐車許可証（様式1-1）又は特別駐車許可証（様式1-2）若しくは、臨時駐車許可証（様式1-3）を交付して行く。ただし、許可者に対する個別の駐車場所の確保は行わない。

### (許可の基準)

第4条 定期駐車の許可は、別表に定める駐車許可基準に該当する教職員、学生（大学院生を含む。以下「学生」という。）、非常勤講師、生協職員並びに委託事業者及び管理上の諸条件を考慮し特に学長が認めた者に対し、所属する学部・研究科、勤務先又は業務従事先のキャンパスについて与えるものとする。ただし、教職員及び非常勤講師については、長久手キャンパス及び守山キャンパス両方への許可を与えるものとする。

2 特別駐車の許可は、教育研究その他正当な用務のため自動車で入構する必要がある教職員、学生及び工事関係者等で、学長が認めた者に対し与えるものとする。

3 臨時駐車の許可は、前2項に規定する者以外の者で、構内に正当な用務を有し、かつ、自動車で入構する必要がある者に対し与えるものとする。

### (許可の申請)

第5条 定期駐車の許可を受けようとする者は、定期駐車許可証交付（変更）申請書（様式2）を次のとおり提出するものとする。

所属する学部・研究科、勤務先又は業務従事先の所在場所	許可を受けようとする者	申請書提出先
長久手キャンパス	学生	学務部学生支援課
	非常勤講師	学務部学務課
	教職員、生協職員、委託業者	県大総務課
守山キャンパス	学生	守山学務課
	教職員、非常勤講師、生協職員、委託業者	守山総務課

2 前項の申請は、随時できるものとする。ただし、新たに本学の学生又は教職員等になった者については、原則として、4月1日から4月15日までの間に申請するものとする。

3 特別駐車の許可を受けようとする者は、長久手キャンパスについては県大総務課（学生については学生支援課）、守山キャンパスについては守山総務課へ特別駐車許可証交付（変更）申請書

(様式3)を提出しなければならない。

- 4 臨時駐車許可を受けようとする者は、その都度、入構するキャンパスの守衛室へ臨時駐車許可証交付申請書(様式4)により申請しなければならない。ただし、学生については、臨時駐車をする日の前日までに同申請書を、長久手キャンパスにおいては学生支援課へ、守山キャンパスにおいては守山学務課へ申請するものとする。

(添付、提示書類)

- 第6条 定期駐車許可を受けようとする学生は、定期駐車許可証交付(変更)申請書に任意賠償自動車保険証の写し及び運転免許証の写しを添付するとともに学生証を提示しなければならない。
- 2 定期駐車許可を受けようとする教職員は、定期駐車許可証交付(変更)申請書に任意賠償自動車保険証の写しを添付しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、身体障害者、疾病者及び勤務者等特別の事情を有する者は、医師の診断書、障害者手帳、勤務証明書等その理由を証する書類を添付しなければならない。

(許可の有効期間及び期間更新)

- 第7条 定期駐車許可証の有効期間は、原則として4月1日(年度の途中で許可を受けた者は、許可を受けた日)から翌年3月31日までとする。
- 2 既に定期駐車許可を受けている者が許可証の有効期間満了後も引き続き定期駐車許可を必要とする場合は、駐車許可継続申請書(様式5)を第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定に準じて提出するものとする。ただし、教職員については自動更新とする。
- 3 特別駐車許可証の有効期間は、3か月以内で用務に必要な期間とする。
- 4 臨時駐車許可証の有効期間は、当日限りとする。

(変更事項の届出)

- 第8条 第5条第1項及び第3項に規定する駐車許可証交付(変更)申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに同条及び第6条の規定に準じて変更の申請をしなければならない。

(許可の取消)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、学長は駐車許可を取り消すことができる。
  - (1) この規程に違反したとき。
  - (2) 第4条第1項及び第2項の規定に該当しなくなったとき。

(駐車許可証の失効及び返還)

- 第10条 駐車許可を受けた者が、本学の学生若しくは教職員等でなくなったとき又は第9条の規定により駐車許可を取り消されたときは、その駐車許可証は失う。この場合、第5条第1項に規定する申請書提出先へ直ちに駐車許可証を返還しなければならない。

(駐車場)

- 第11条 駐車を許可された者は、本学構内の指定された場所に駐車するものとする。

(遵守事項)

第12条 構内において自動車を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所以外に駐車しないこと。
- (2) 身体障害者以外の者は、身体障害者用の駐車スペースに駐車しないこと。
- (3) 駐車中は、駐車許可証を自動車の前面の外部から容易に確認できる位置に表示すること。
- (4) 構内においては、毎時20キロメートル以下で走行すること。
- (5) 騒音防止に努めること。
- (6) 構内の施設及び設備を破損しないこと。
- (7) その他本学の指示に従うこと。

(構内で発生した事故の責任)

第13条 構内で発生した自動車に関する事故については、本学はその責を負わない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 愛知県立大学長久手キャンパス車両入構規程及び愛知県立大学守山キャンパス車両入構規程は廃止する。
- 3 施行日において既に許可を受けている者については、この規程により許可を受けたもののみなす。

別表

駐車許可基準（第4条関係）

区分	項目	①通学時間又は通勤時間	②運転経験	③保険(対人補償)	備考
学部学生 (3年生以上)		公共交通機関を利用した場合の通学時間が90分以上(看護学部生は60分以上)であり、かつ自動車を利用した場合に通学時間を短縮できる者。	運転免許取得後の運転経験が1年以上あり、かつ本学が実施する交通安全講習会を受講していること。	補償の対象となる運転者に本人が含まれ、かつ対人賠償が無制限である自動車保険に加入していること。	①②③のいずれにも該当すること。 身体障害者、疾病者、勤務者等特別な事情を有する者は③に該当すること。
大学院生		申請があれば認める。			③に該当すること。
教職員		通勤手当を交通用具利用で認定された者は認める。			
非常勤講師、 生協、業者等		申請があれば認める。			